

適合性検査証明書

NAC3MX-W

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：JET5014-43001-1004
2. 交付年月日：平成25年11月28日
3. 有効年月日：平成32年11月27日
4. 申込者名
住所：東京都中央区東日本橋3-7-19

氏名又は名称：ノイトリック株式会社

5. 特定電気用品名：差込みプラグ
6. 型式の区分：別紙のとおり
7. 製造事業者名
住所：IM ALTEN RIET 143 LI-9494 SCHAAN LIECHTENSTEIN

氏名又は名称：NEUTRIK AG

8. 製造工場名
住所：IM ALTEN RIET 143 LI-9494 SCHAAN LIECHTENSTEIN

氏名又は名称：NEUTRIK AG

9. 適用試験規格：電気用品の技術上の基準を定める省令第1項別表第四1及び6
10. 適合性検査の方法：
 - 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令に定める方法
 - 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法
11. 注意事項：
 - 1) この適合性検査証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行した事を示すものではありません。
 - 2) この適合性検査証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみに有効です。

一般財団法人 電気安全環境研究所
理事長 薦田 康久
東京都渋谷区代々木5-14-12

適合性検査証明書別紙

型式の区分

要素	区分
定格電圧	(2) 125Vを超えるもの
定格電流	(4) 15Aを超え20A以下のもの
極の配置（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「技術基準省令」という。）別表第四6(1)ニ(ホ) aに定める寸法に適合するものの場合に限る。）	—
極の数（技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ) bに定める寸法に適合するものの場合に限る。）	(2) アース極を含めて3のもの
刃の取付けの方式	(2) その他のもの
主絶縁体の材料	(1) 合成樹脂のもの
外郭の材料	(2) 合成樹脂のもの
接続の方式	(5) その他のもの
防水構造	(1) 防雨型のもの